

平成29年(ラ許)第406号

(原審・東京高等裁判所平成29年(ラ)第377号)

決 定

東京都

申 立 人

東京都

相 手 方

主 文

- 1 本件抗告を許可しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理 由

本件申立ての理由によれば、原決定について、家事事件手続法97条2項所定事項を含むとは認められない。

よって、主文のとおり決定する。

平成29年6月28日

東京高等裁判所第23民事部

裁判長裁判官 小 野 洋



裁判官 高 宮 健



裁判官 小 川 理 津 子

